

にかほ市地域公共交通活性化協議会規約

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議及び実施に係る連絡調整を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、にかほ市内の各地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、各地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議及び調整するために、にかほ市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関すること。
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) にかほ市
- (2) 公共交通事業者
- (3) 東北運輸局、秋田県、道路管理者及び公安委員会
- (4) 住民、地域公共交通の利用者
- (5) 関係団体
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

- 2 にかほ市は、協議会を代表する。
- 3 協議会に委員を置き、委員は第1項各号の区分に応じ、別表のとおりとする。
- 4 協議会に専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、にかほ市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、その会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選により定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事)

第7条 監事は、委員の互選により定め、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務の執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 監査の結果を会長に報告すること。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠又は増員による委員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出さ

せ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第10条 会長は、軽微な変更に限り、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第13条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、にかほ市企画振興部連携推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会は、委員に対し、報酬及び費用弁償を支給することができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年7月11日から施行する。

(会議招集の特例措置)

2 第1回目の会議は、第9条第1項の規定にかかわらず、にかほ市長が招集する。

(委員の任期の特例措置)

3 協議会の設立初年度の第8条に定める委員の任期は、同条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成30年6月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この規約は、令和3年6月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この規約は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この規約は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第４条関係）

区分	協議会を構成する委員
第４条第１項第１号	にかほ市長又はその指名する者
第４条第１項第２号	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者
	羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者
	株式会社象潟合同交通代表取締役又はその指名する者
第４条第１項第３号	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
	秋田県観光文化スポーツ部長又はその指名する者
	秋田県由利地域振興局総務企画部長又はその指名する者
	東北地方整備局秋田河川国道事務所長又はその指名する者
	秋田県由利地域振興局建設部長又はその指名する者
	にかほ市農林水産建設部長又はその指名する者
	秋田県由利本荘警察署長又はその指名する者
第４条第１項第４号	秋田県が設置する公共交通に関する協議会委員（地域公共交通利用者）
	象潟自治会長連絡協議会（上郷地区地域公共交通利用者）
	金浦自治会長連絡協議会（大竹地区地域公共交通利用者）
	仁賀保地区自治会代表会（小出地区地域公共交通利用者）
	仁賀保地区自治会代表会（釜ヶ台地区地域公共交通利用者）
	公募委員
第４条第１項第５号	にかほ市商工会会長又はその指名する者
	一般社団法人にかほ市観光協会会長又はその指名する者
	にかほ市社会福祉協議会会長又はその指名する者
	にかほ市老人クラブ連合会会長又はその指名する者
	にかほ市地域婦人団体連絡協議会会長又はその指名する者
	にかほ市ＰＴＡ連合会会長又はその指名する者
第４条第１項第６号	学識経験者
第４条第１項第７号	にかほ市商工観光部長又はその指名する者
	にかほ市市民福祉部長又はその指名する者
	にかほ市教育委員会教育次長又はその指名する者